

## 市町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の 策定および変更に係る福井県の同意基準

平成24年3月29日

福井県農林水産部地域農業課

（最終改正：平成30年9月12日付け地農第1077号）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づいて市町が定める農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）のうち、市町が法第8条第2項第1号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）の設定または変更をしようとする場合の、知事による法第8条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の同意基準について、地方自治法第250条の2第1項の規定に基づき、次のとおり定める。

なお、この同意基準の内容については、「農業振興地域制度および農地転用許可制度の運用の適正化等について」（平成19年3月27日付け18農振第1942号農村振興局長通知）、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第261号。以下「ガイドライン」という。）等関係通知に留意し、判断すること。

### 第1 整備計画の基本的な考え方

整備計画は、地域の農業振興を実現するためのマスタープランであり、また、整備計画のうち農用地利用計画は、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域の設定を行うものである。

市町は、おおむね10年を見通して整備計画を策定することにより、農業振興地域制度を主体的かつ効率的に運用するものであるが、整備計画の策定および変更に当たっては、法、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「施行令」という。）および農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。以下「施行規則」という。）の規定を遵守するとともに、国が定める農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）および県が定める農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）に適合するよう留意して行うことが必要である。

特に、平成28年4月に策定された基本方針においては、平成21年の法改正を踏まえ、意欲ある多様な農業者による農業経営の推進および食料の安定的な供給に向けて必要な農用地等の確保を図るため、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制の取組を推進することとしているところである。また、「ふくい農業基本計画（平成26年3月策定）においては、平成26年度から始まった農地中間管理事業を活用し、集落営農組織等に農地の集積・集約化を進め、農地集積率を平成30年度までに80%にまで高めるとの目標を掲げているところである。さらに、中山間地域を中心として遊休農地が増加している中で、平成21年および平成25年の農地法（昭

和 27 年法律第 229 号) 改正では農業委員会による遊休農地の監視や措置を強化することとされたところである。

整備計画の策定に当たっては、農地をめぐるこのような情勢をかんがみ、優良農地の確保に加え、担い手への農地の集積、耕作放棄地化の防止および解消などの観点から、農業委員会や農業再生協議会、農地集積円滑化団体などの関係機関との連携を密にしながら、今後の農業振興地域の整備の在り方を検討することが重要である。とりわけ、戸別所得補償制度の規模拡大加算、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等の施策は農用区域が施策の対象となっていることから、これらの施策の活用と農用区域への編入の促進を一体としてとらえ、優良農地の確保を図ることが重要である。

## 第 2 整備計画（および農用地利用計画）の変更事由

整備計画の変更は、法第 13 条第 1 項に基づき、次の事由により必要が生じたときに行うものとされている。

なお、市町は、整備計画の変更を行う必要が生じた事由を具体的かつ明確にして示し、当該市町の関係機関や団体、農業者および住民に対して、広く周知することが必要である。

### 1 基本方針の変更による場合（農業振興地域の区域の変更による場合を含む）

整備計画は、その農用地利用計画の部分とすれば、その性格はいわゆるマスタープランであり、これを実現するために必要な事業は、整備計画に基づいて事業ごとに策定される個別の計画に基づき実施されるものである。また、国の補助、融資等の事業の基本となる「農業振興地域整備の推進について」（平成 14 年 11 月 1 日付け 14 農振第 1179 号農林水産事務次官依命通知）（いわゆるメリット通知）において、「農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策は、基本指針の考え方が反映された農業振興地域整備計画（法第 8 条第 2 項に規定する事項）に基づき計画的かつ集中的に実施されなければならない。」こととされている。

更に、基本指針は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 15 条第 1 項の食料・農業・農村基本計画の変更等を踏まえ、おおむね 5 年ごとに見直すこととされている。このため、基本指針が変更または基本指針に基づき基本方針が変更された場合、市町は、整備計画において、法第 8 条第 2 項に規定する各事項が基本方針と適合するよう定められているかという観点から整備計画の変更を必要とするか否かを検討し、農用地利用計画の変更の有無にかかわらず、遅滞なく所要の変更を行うこととなる。

### 2 基礎調査の結果に基づく場合

市町は、法第 12 条の 2 第 1 項の規定による基礎調査の実施により、当該農業振興地域の実態を総合的に把握し、情勢の変化に対応した適切な計画として確保するため、整備計画の再検討を行うこととなる。

なお、基礎調査は、おおむね5年ごとに行うものと規定されており、その実施時期については、整備計画の変更を行う前年度までに必要な予算措置等を講じておき、整備計画変更のサイクルに合わせて計画的かつ効率的に実施することが適当である。

### **3 経済事情の変動その他社会情勢の推移による場合**

経済事情の変動その他情勢の推移により整備計画の変更を行う場合とは、現に農用地区域に設定されている土地が法第10条第4項の規定に該当することとなった場合のほか、農産物の需給事情の変化、農業技術の進展等に応じた生産方式の変更、当該市町における工業化、鉄道、軌道の乗降場、高速自動車国道等のインターチェンジの設置等による都市化の進展などが考えられる。

### **第3 農用地利用計画の策定および変更に関する同意基準**

県は、法第8条第4項および法第13条第4項に規定される農用地利用計画の策定および変更（施行令第10条で定められる軽微な変更を除く。）に係る市町からの協議において、次の基準により同意の判断を行うものとする。

なお、当該事務が自治事務であることから、市町において独自に農用地利用計画の変更に関する基準を定めている場合には、協議の内容が法の趣旨を逸脱しないものであると認められる限り、県は同意することとする。

#### **1 農用地区域に含まれるべき土地（農振農用地への編入）**

農用地区域は、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地について設定するものであり、同区域に含めるべき土地については、法第10条第3項各号に定めるとおりである。

平成21年の法改正に当たり、農作業効率の高い集団的な優良農地の確保を図るため、農用地区域に含めるべき土地の集団性の基準が20ha以上から10ha以上へと引き下げられるとともに、平成28年4月に変更された基本方針においても、基本指針を受け平成37年の農用地区域内の農地面積の目標を38,816haとするなど、農用地区域への編入を促進することとされたところである。

このため、当該要件を満たす土地については、原則として速やかに農用地区域として設定すべきものであり、地域の合意形成が図られるよう、担い手への農地の利用集積の促進や地域ぐるみでの農地の保全対策等の施策を推進しつつ、農用地区域として設定するための取組みを積極的かつ継続的に行うこと。

##### **（1）集団的に存在する農用地（法第10条第3項第1号）**

農用地が連たんすることによる農作業の効率性の面から優良な農用地として農用地区域とするものであり、平成21年の施行令改正により、集団性の規模は20ha以上から10ha以上へと引き下げられている。

農用地区域の編入に当たっては、地域の中心となる経営体への農地集積を促進するために講ぜられる戸別所得補償制度の規模拡大加算や、地域の農地の保全を図るための中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金等の交付対象が農

用地区域とされていることにかんがみ、これらの制度の円滑な利用と一体となつて、集落ごとの十分な話し合いを行うことが重要である。

なお、その集団性の境界を判断するに当たっては、道路、鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等があつても通作等に支障が生じないものである場合には、一団の土地とすること。

## **(2) 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地（法第10条第3項第2号）**

土地改良事業等の事業が行われた土地は農業生産性が高い土地であることから、農用地区域とするものであるが、一定の整備水準が確保されており、かつ、施行に係る区域の特定が可能であることが必要であることから、国の直轄または補助に係る事業で土地改良法（昭和24年法律第195号）施行後に実施されたものを農用地区域への編入の対象としている。（規則第4条の3第1号および第2号）

なお、主として農用地の災害を防止することを目的とする防災事業や非農用地区域捻出を主な目的とする集落土地基盤整備事業、緊急に必要な補強工事を行うことにより農業用排水施設の機能の維持および安全性の確保を図る基幹水利施設補修事業等は、法第10条第3項第2号の土地改良事業等に含まれないものとするが、農業用排水施設の変更であつて、従前の機能の維持を図ることを目的とする更新事業は、法第10条第3項第2号の土地改良事業に含まれるものとする。

## **(3) 集団的に存在する農用地および土地改良事業等の施行に係る区域内の土地の保全または利用上必要な施設の用に供される土地（法第10条第3項第3号）**

土地改良施設の用に供される土地で、このうち集団的に存在する農用地および土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に接しているものが一般的に該当する。

## **(4) 農業用施設用地（法第10条第3項第4号）**

集団的な農業用施設用地としての規模である2ha以上の用地については、河川、道路等線的な施設により土地が分断されている場合であつても、その相互間の往来に支障がなく、土地利用上一体的なものとして考え得る場合には、一つの団地として扱うことができる。

また、農用地区域内の土地は、当該地域の農業生産者の農業生産の必要上計画的に利用するために確保するものであり、個人利用施設であると共同利用施設であるとを問わないが、主としてその農業者またはその農業者の構成する団体が管理利用する施設でないものなど、地域農業者による農業生産との関連が希薄な施設については、農業用施設用地にはなじまない。

なお、1個の建築物その他の工作物で法第3条第4号に規定する施設に該当する部分と該当しない部分から構成されている施設（混在施設）の用地は、農業用施設用地にはなじまない。

## **(5) 農業振興地域における地域農業特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地（法第10条第3項第5号）**

農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地として農用地区域を定めるに当たつ

ては、その土地の位置、地形その他の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口および産業の将来の見通し等を考慮するとともに、地域の農業者の意見を十分聴いて、将来のあるべき土地利用の方向を見定めつつ、優良な農用地等の確保に努めることが重要である。これを踏まえて、市町が整備計画において一定の基準等を設けた上で適用されることが適当である。

## 2 農用地区域からの除外等

### (1) 法第10条第3項各号の要件を満たさないこととなった場合

具体的には、集団的に存在する農用地の規模が10haを下回った場合（第1号関係）、土地改良事業等を実施中であつたが計画変更により当該事業の施行に係る区域でなくなった場合（第2号関係）、集団的に存在する農用地や土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地の保全または利用上必要な施設の用に供されてきた土地が当該施設の廃止、縮小等によりその用に供されないこととなった場合（第3号関係）、農業用施設用地の規模が2haを下回った場合（第4号関係）などが想定される。

法第10条第3項各号の要件を満たさないこととなった場合に、直ちに当該土地が農用地区域から除外されることとなると、当該農用地区域内の土地において営農活動を行っていた農業者が地域の中心となる経営体への農地集積を促進するために講ぜられる戸別所得補償制度の規模拡大加算や、地域の農地の保全を図るための中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金等の農業振興策を受けられなくなり、農地の利用集積や地域ぐるみでの営農活動を阻害するおそれがあることから、直ちに農用地区域から除外する必要があるかどうかは、市町において慎重に判断することとなる。

このため、例えば、法第12条の2第1項の規定による基礎調査に基づく農用地利用計画の総合的な見直しを行う際に、当該土地を農用地区域から除外することについての適否を検討することが考えられる。この場合に、当該土地が「当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地」（法第10条第3項第5号）であると市町が判断するときには、引き続き農用地区域とすることが適当である。

### (2) 法第10条第4項（農用地区域に含まれない土地）に該当する場合

法第10条第4項の農用地等および農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地は、農用地区域としない土地とするものであり、農業的土地利用との調整が既に行われているもののほか、農業的土地利用に供しない公益性の特に高い事業に係る施設の用に供される土地に限定されているものである。

この場合、法第13条第2項の適用はなく、同条第1項の規定に基づき農用地区域を変更することとなる。なお、基礎調査の結果を基に行う整備計画の全体見直しと時期的に重なる場合には、見直しに伴う変更と同時に変更して差し支えない。

### (3) 法第13条第2項の規定により除外する場合

法第13条第2項の「農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域内から除外するために行う農用地区域の変更」は、同項各号に掲げる要件（5要件）のすべてを満たす場合に限りすることができるものである。

また、各要件の判断に当たっては、当該土地を農用地等以外の用途に供することを前提とするのではなく、農用地区域内の土地の確保および農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのないようにするとの観点から検討が行われ、農用地区域内の土地の農業上の利用が確保されることによる整備計画の達成に資するように判断するものであること。

特に、優良農地の確保を図るため、平成21年の法改正により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、除外は認められないとされたところである。なお、当該除外は希望する転用事業者からの申出に基づき行われるのが一般的であり、転用事業者から提出される転用事業計画等により除外の適否を判断するものである。必要に応じて関係者からの聞き取りや協議、現地調査を行うこと。除外後農地転用の手続が必要になる場合、転用許可が可能かどうかについても判断が必要であることから、農地転用申請の添付書類についても必要な範囲で提出を求め、除外の適否を判断すること。この場合、農業委員会との連携により、農地転用申請時には改めて提出を求めることのないように留意すること。

法に定める要件ごとの判断については、別表に掲げる事項について、十分な確認・検討を行うこと。

## 第4 農用地区域内の耕作放棄地の取扱い

優良農地の確保とその有効利用を図るためには、現に耕作されておらず今後も耕作される見通しのない農用地（以下「耕作放棄地」という。）について、再生・利用を促進することが重要である。

平成22年度からは、農地法に基づき、農業委員会が、利用状況調査を実施しその再生のために所有者等に対して指導、通知、勧告までを一貫して行うこととされている。市町は、農業委員会と連携してその解消計画を定め、簡易基盤整備の実施や利用権の設定等により、農用地としての再生・利用に向けた取組みを推進することが重要である。特に農用地区域内の農地については、耕作放棄地化しているのみで、法第10条第3項に該当しない土地として農用地区域から除外することがないようにすること。

ただし、地域の農業の実態や土地利用の動向等から検討を行い、当該耕作放棄地を農業的な土地利用を図る土地として確保することよりも他用途への土地利用を促進する方が相当と判断され、かつ、整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが少ないと認められる場合は、農用地区域から除外することもやむを得ない。この場合、第3の2(1)に準じて農用地利用計画の変更について判断することとなる。

具体的には、別紙（ガイドラインの第16の2の（1）の①のウ）等関係通知に留意し、判断すること。

## 第5 附 則

この基準は、平成24年4月1日以降に提出された協議から適用する。

[改正経緯]

平成24年8月14日 別表の一部改正

平成28年4月1日 一部改正

(別紙)

「「農地法の運用について」の制定について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「農地法の運用」という。)第4の(2)に基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断された農用地区域内の土地が直ちに農用地区域から除外されることとなると、周辺の土地において営農活動を行っている農業者が不利益を被るだけでなく、農業振興施策を効率的に実施することができなくなるおそれがある。

このため、農地法の運用において「農地」に該当しないと判断された土地については、次のいずれにも該当する場合を除き農用地区域から除外せず、法第10条第3項に規定する「農用地等とすることが適当な土地」に該当するものとして、農用地区域に残置しておくことが適当であること。

- a 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地
- b 当該土地を除外(除外後の開発行為を含む。)しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地(具体的には以下の(a)及び(b)のいずれにも該当する土地)
  - (a)周辺の農業用排水施設等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地
  - (b)周辺の農用地等において、土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがない土地

(農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知。最終改正:平成30年3月1日付け29農振第1771号)の第16の2の(1)の①のウから抜粋)